

滋賀県優良業務表彰実施要領 細部運用方針

(令和元年8月6日審査委員会改正)

(令和5年3月9日審査委員会改正)

この細部運用方針は、「滋賀県優良業務表彰実施要領」における運用について、必要な事項を定める。

(第4条関係)

第1 優良業務表彰候補の選定については次のとおりとする。

(1) 選定基準

1. 県外業者（県外に主たる営業所を有すること）および県内業者（県内に主たる営業所を有すること）に対して委託業務等成績評定が80点以上のものから選定するものとし、他の業務においても、著しく低い成績評定でないこと。
なお、設計共同体の業務は県外業者として選定する。
2. 表彰を受けようとする前年度から表彰までの間に、滋賀県建設工事等入札参加停止基準（平成29年10月1日）に定める措置がないこと。
3. その他、法令違反など表彰にふさわしくない事例がないこと。

(2) 選定数および方法

1. 審査委員会事務局は、対象とする業務を、県内外業者別、建設工事等入札参加有資格者名簿の部門別に区分する。
2. 審査委員会事務局は、区分された対象業務について、業務件数を勘案し、表彰部門案および表彰件数案を作成する。
3. 審査委員会は、審査委員会事務局の検討を踏まえて、表彰部門および表彰件数を決定する。
4. 審査委員会事務局は、委託業務等成績評定の上位者から表彰候補を選定し、発注機関は、選定された対象業務ごとに業務概要説明資料（様式1）を作成する。
5. 審査委員会は、審査委員会事務局の選定を踏まえて、優秀賞を決定する。
6. 技術者の同一表彰部門での連続受賞は認めない。

(第5条関係)

第2 審査委員に指定する職が欠ける場合には、委員長は各担当部門を所管する課長相当職にある者を審査委員に指名することができる。

(第7条関係)

第3 表彰については次のとおりとする。

- (1) 設計共同体は、すべての構成員を表彰する。
- (2) 表彰事務は、土木交通部で行う。